

第 16 回石川県内水面漁場管理委員会議事録

1 日時及び場所

令和 5 年 2 月 28 日 (火) 14 時 30 分～

石川県庁 11 階 1109 会議室

2 招集者の氏名、議事事項及び通知を發した年月日

(1) 招集者氏名 会長 八田 伸一

(2) 議事内容

- ① 令和 5 年度漁業権別目標増殖量の決定について
- ② コイヘルペスウイルス病まん延防止にかかる委員会指示について
- ③ 個人情報保護制度の改正に伴う、石川県内水面漁場管理委員会が所管する諸規程の廃止及び制定等について
- ④ 外来魚駆除対策調査の結果
- ⑤ その他

(3) 通知を發した年月日 令和 5 年 2 月 21 日

3 出席委員 (10 名)

会 長	八 田 伸 一	会長代理	河 本 幸 治
委 員	金 田 一 義	〃	林 紀代美
〃	國 盛 孝 昭	〃	森 信 子
〃	河 西 秀 晃	〃	島 田 明 子
〃	加 藤 唯 央	〃	柳 井 清 治

4 欠席委員

な し

5 説明員等

水産課	武田次長兼水産課長、田中課参事、島田主任技師
内水面水産センター	山岸主任技師
事務局	辻局長

6 議事の顛末 別紙のとおり

7 結果概要

(1) 令和5年度漁業権別目標増殖量の決定について

目標増殖量について、先に開催された協議会での意見を踏まえ審議した結果、提案通り決定した (資料-1)

(2) コイヘルペスウイルス病まん延防止にかかる委員会指示について

コイヘルペスウイルス病の終息がみられないことから、まん延防止にかかる委員会指示を1年延長することと決定した。 (資料-2)

(3) 個人情報保護制度の改正に伴う、石川県内水面漁場管理委員会が所管する諸規程の廃止及び制定等について

標記諸規定の廃止及び制定について、一部詳細の字句等について関係各部署との調整がついていないことから、最終案を書面にて確認及び承認いただくことで決定した。 (資料-3)

(4) 外来魚駆除対策調査の結果

水産総合センター内水面水産センターより、本年度、県下で実施した外来魚対策調査の結果について報告があった。 (資料-4)

(5) その他

特になし

8 閉会の日時

令和5年2月28日 15時10分

第16回石川県内水面漁場管理委員会の議事の顛末

辻 局 長

ただ今から第16回内水面漁場管理委員会を開催いたします。議事に入る前に、資料の確認をしたいと思います。最初に、次第、次に資料-1「令和5年度漁業権別目標増殖量」に関するもの、資料-2「コイヘルペスウイルスまん延防止にかかる委員会指示」に関するもの、資料-3「個人情報保護制度にかかる諸規程の廃止等について」に関するもの、資料-4内水面センターによる「外来魚駆除対策調査の結果について」の資料になります。以上ですが、お手元にそろってますでしょうか。

[全員資料が揃っていることを確認]

それでは、八田会長、議事の進行をお願いします。

八 田 会 長

本日の議事録署名人を金田委員と柳井委員をお願いします。

[両委員了承]

ではさっそく議事に入ります。最初に、議題1の「令和5年度漁業権別目標増殖量の決定について」事務局及び水産課より説明をお願いします。

辻 局 長

資料1をご覧ください。先ほど協議会での結果を受けて、提案させていただきます令和5年度目標増殖量となります。2ページ目をご覧ください。合計量として、今年度と比べ、アユで138kg、コイで4kg、これは町野川のコイの漁業権をなくしたことによります。イワナで3kgの減少となりますが、いずれも、災害などやむを得ない状況及び河川環境整備など代替の増殖に取り組むことから妥当なものと考えております。また、協議会でも説明しましたが、来年度の目標増殖量の取り扱いについて水産課より、再度ご説明をお願いします。

島田主任技師

先ほどの説明と同じ内容になりますけれど、少しかいつまんで説明したいと思います。目標増殖量の取り扱いについて、漁業法の1

69条に規定されていますが、漁業権者の方が増殖を怠っていると認めるときについては、内水面委員会の意見を聴いて増殖計画を定め、計画に従って増殖すべきと命ずることができるとしております。ただ、水産庁から出されております技術的な助言によると、漁場環境の変化、また災害による漁場の荒廃、また漁業権者の経済的負担を勘案しながら、適正なものとするように考慮するようになっておりました、また稚魚放流に偏ることなく、卵の放流、また親魚放流、産卵床の造成と、こういったものも組み合わせて考えていきたいと思いますというふうに書いております。これらを踏まえ、以下2点について取扱いについて考えていきたいと思っております。

1つは、コイの増殖目標量について、コイヘルペス病まん延防止の観点から、委員会指示を平成16年から出しておりました、平成17年度から同じような対応をしておりますけれども、放流を行わなくても法169条に規定されている増殖を怠っているとはみなさないというふうに考えていきたいと思っております。

もう1件が昨年8月の豪雨災害の復旧工事における放流についても復旧工事において河川水が著しく濁るなど、種苗放流に対して極めて不適切な状況が継続している場合については、漁業権者の増殖行為が目標増殖量を大きく下回っても、増殖を怠っているとはみなさないと考えています。以上、事務局から提案のあった令和5年度の目標増殖量の取り扱いについての県の見解について説明させていただきました。

八 田 会 長 何かご質問ありませんか。

柳 井 委 員 目標増殖量の決定で、去年色々な災害があり、減少するというのは納得ですけれども、災害の後の工事とかですね、さっきも言いましたように、濁り水が発生するとか石を取ると。そういったことに対する対応は、こちらの方で考えていく必要があるのではないかと、申し入れをするとか。そういうことはやらなくてよいのでしょうか。

八 田 会 長 その件につきまして、石川県内水面漁協連合会で、ごく最近、県あるいは国交省あるいは新幹線関連部局を集めて、直江庁舎で会議を開きました。その中で、河川の工事について、なるべく濁らさない。例えば1カ所崩落したところがありますと、その周りを土嚢で積ん

で、その工事期間中は濁りを出さない、というような工法を全部続けていただいている。それから濁り出るのは、最初に土嚢を積むときと最後に土嚢を取るときに濁りが出ますので、あとは川を濁らせない色々な方法を聞いております。また、濁る日は、各漁協にいつ頃濁るとか、あるいは例えば3月1日、明日からですけど、サクラマス釣りとか溪流釣りが解禁になりますけど、当初始まったときは、当分の間、最近は土日全部休みになっているのですが、災害復旧工事のときだけは、土日も仕事をしてもいいようですけど、釣り人の多いときには、はずすとか、そういうような話が段々できてきています。そういうことで、以前は、工事業者の勝手に、釣り人のことを考えないで、工事を進めていたようですけども、県の水産課の方のご指導もあり、段々そういうのがなくなって、釣り人にも迷惑かからないような体制になってきております。

確かこの間、そのような話もだいぶあったと思います。白峰の場合は、特に特殊なところなので、私らもわからないところですけど、加藤さん何かありましたら説明お願いいたします。

加 藤 委 員

今おっしゃるとおりです。要は河川工事をやる場合には、土砂が流れないようにう回路を作るとか、今までも言われてきまして、川幅の広い手取川の本流とか大きめな川では、土建業者の皆さんちゃんとやっています。私らが行くと、嫌な顔をしますけども、何とかやってくれています。ところが、今回の土砂災害は、具体的に言いますと、赤谷川、坪瓦川、大引谷川、この今一番よく、いわなの釣れる、足場のよいところが破損したわけですけども、例えば道路際が決壊しているから、どうしても床掘りをしなければならないのでユンボを入れるわけです。このユンボが川に入ると、川を跨ぐときに幅があります。それで、う回路を作れと言うと、とても大工事になります。だから、土建業者は、我々のところに、ここで工事をするからお願いしますと挨拶には来ます。どうしようということを見に行ったら、う回路を作れとかなかなか言えないと思います。本流なら言えます。場所がありますから。そういう意味でね、山側、溪流を工事するときの規定というのは、どうなるのかなと。申し入れさえあれば、漁協としては駄目だとは言えないし、かなり苦しいと思います。漁協に対して、土建業者さんは皆さん協力しますと、例えば自分のところでどれだけ引き受けるとか、そういう条件を出しているのですが、それと工事とは別物ですから。だから、どういうふうに指導したら、あるいは我

々が言うことを聞いたりしなければならぬのか。これから1年、2年は十分かかるのですよ。特に赤谷川、下田原川は、要は河川に沿った林道の脇が全部崩れたわけですから、まずどの工事をして川が埋まっちゃうというのが現状ですからね。河川工事というよりも道路工事で、河川が汚れてしまうというのが実際の現状です。

八 田 会 長 私らにしては、川のところががけ崩れが発生したり、あるいは氾濫したりとか、そういうことしか頭にないので、その山の方のこと、本当にわからないのです。それで、加藤さんにご意見をお聞きしたわけなのです。実際にはそこらで工事をやれば、そういう専門業者でなければわからないと思いますので。

加 藤 委 員 まずは、川へ重機を入れるために、重機が川に下りるわけですから、その段階で濁ります。

八 田 会 長 ユンボ使わないと工事できない時代になっていますので。

加 藤 委 員 手掘りはないですね。

八 田 会 長 釣り人とか漁協に迷惑のかからないときに、そういう工事をやってもらうというような、ことしかないとと思うのですが、加藤さんどうですか。そんな時期はあまりないですかね。

加 藤 委 員 やはり冬の期間に、工事をやっても一向に構わないのですが、11月以降、白山地方で言ったら、12月9日の山まつり以降、仕事終いとなりまして、各土建業者も12月の初旬を過ぎると、全部工事は止めるのです。それで、春の3月9日がやはり山まつりで、工事再開になります。その間は、土建業者も川へは入らないのです。雪がひどいからです。だから、釣り人が一番騒ぐ時期に、川の工事をするというのが現状です。だから、白峰漁協では、川の数も非常に多いです、十数本釣れますから。その工事をやっているところを除いて、上流部に行けば、これは全く問題なく釣れます。だから電話があると、どこそこの地域はどっと土砂が出るから、それよりも上流へ行ってくださいというふうに、釣り人にアドバイスはしているのですが、そうすると歩かなければいけないとか、雪があるのではないとか言われます。好きな人はね、上流部へ最初に行きま

すから、全く問題はないのですが、一般客が結構うるさいのです。

柳井委員 今の話だったら、道路の管理者というか、いわゆる林業の方に、もう少し工事をするときには、配慮が必要だとか、そういうことは言ってもいいのではないかなと。

八田会長 そうですね。島田さん、このあいだの会議の時には、そっちの方の人は来ていましたか。

島田主任技師 呼んでおります。

田中課参事 県の森林管理課とか、国営の森林の管理署とかに来ていただいています。一定の林道災害復旧でも事前の予告をするなどの配慮を考えていただくということを、お伝えしております。

島田主任技師 手取川漁協でも1回あったのですが、やはり再度、細かな業者とかですね、本当に工事1件1件、「この時期ここでやります」とか、そういった話は引き続きまた言っていただければ、いくらでも自分なりが一緒に行って、「この時期こういったことなので少しでも配慮できないか」というのは、一緒にやっていければいいかなとは思っています。そのための顔合わせの場というのが、この間、直江庁舎で関係者皆さん集めて説明もしましたし、少し勉強会的な要素を設けて、県が免許して、こういった目標増殖量なんかを定めて、増殖行為を漁協さんの方にやってもらうということで免許を与えている、ということについても少し説明させてもらったので、そういう話をしながら、なるべく今会長言われたようにやっていきたいと思えます。

辻局長 水産課が、内水面漁連さんとかかなり密に、今言われたようなことをやっていただいておりますので、それをしっかり見ながら、委員会の方でまた不十分な点があれば、提言とか、相談とかしていければいいかなというふうに思っております。

八田会長 十数年前の私が組合長になりたての頃、浅野川で放流をしていたら、川が急に濁ってきました。だから、当初は綿密な互いの連絡が、県央土木さんも含めて全然できていなかった。今から15、6

年前の平成21年の話ですけど、当日放流計画があるのにも関わらず、ユンボが川に入ってやり始めた。そんなことがあったので、以後、私どもの金沢では県央土木さんと打合せをやっておりまして、そういうことはもう皆無です。だから、こういうようなことが、各漁協さんでも必要なのだらうと思います。昔みたいなことは全然ないので、これからどんどん良くなるような、お互いに業者も含めて、県と一緒に川づくりをやっていきたいというふうに私は思っております。

以上でよろしいでしょうか。それでは、令和5年度漁業権目標数量について案のとおり決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

[全員異議なし]

ありがとうございます。次に「コイヘルペスウイルスまん延防止にかかる委員会指示について」水産課と事務局より説明をお願いします。

島田主任技師

水産課から、コイヘルペスウイルス病のまん延防止についての対応方針について説明いたします。お手元の資料-2をご覧ください。コイヘルペスウイルス病（KHV）は、マゴイとニシキゴイに発生する病気で、感染力が強く、短期間で大量のコイが死んでしまうという特徴があります。水を介した接触により別のコイに感染しますが、コイ以外の魚類やヒトには感染しません。

国内では平成15年に茨城県の霞ヶ浦で初めて感染が確認され、平成17年にはすべての都道府県で感染が確認されています。各県では、コイヘルペスウイルス病の疑いがあるコイが確認された水域の範囲を指定することとされており、本県でのこれまでの指定状況を2に示しております。

平成17年8月2日以降は、本県では新たな水域での発生は確認されておりませんが、他県では、毎年KHVの発生が確認されているところです。農林水産省の見解では、「今後ともウイルスの拡散を可能な限り防止すべきであり、これまでとられてきたコイの持ち出し禁止等のまん延防止措置の継続、徹底が必要」とされておりま。本県としても、農林水産省の見解も踏まえ、県が指定した水域からのコイの持ち出し禁止等の措置は、今後も継続する必要があると考えています。説明は以上となります。

辻 局 長

ただ今、水産課から説明のあったコイヘルペス病の現状を受けて、現委員会指示の延長を事務局より提案します。4ページをご覧ください。現在の委員会指示を朗読します。「石川県内水面漁場管理委員会指示第2号。漁業法第120条第1項及び第171条第4項の規定により、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持出しに関して次のとおり指示する。令和3年3月5日、石川県内水面漁場管理委員会会長、八田伸一。1指示の内容、コイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められたコイが確認された県内公共水面及びこれと連接一体をなす水面においては、石川県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。(2)知事は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。指示期間、令和3年4月1日から令和5年3月31日。」ということで、間もなく指示期間が終了し、効力が切れることとなりますので、この委員会指示の期間の延長をおこなう新たな指示を出すこととします。その指示が次の5になります。

「漁業法の規定によるコイの持出しの禁止の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。石川県内水面漁場管理委員会会長、八田伸一。2中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。」ということです。なお、コイヘルペスウイルス病に係る知事等の動向を見極めつつ検討する必要があるため、不要に長くせず、延長期間を1年としました。なお、公表の日は、本日委員会の決定を踏まえて手続きを速やかに進めて、3月中としたいと考えています。以上です。

八 田 会 長

何かご質問等ございませんか。

[質疑等なし]

ないようであれば、コイヘルペスウイルスまん延防止にかかる委員会指示について、案のとおり延長したいと思います。いかがでしょうか。

[全員異議なし]

ありがとうございます。次に議題4「個人情報保護制度の改正に伴う、石川県内水面漁場管理委員会が所管する諸規程の廃止及び制定等について」になります。事務局より説明をお願いします。

辻 局 長

資料3を御覧ください。令和3年5月に「デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律」が制定され、それに伴い「個人情報の保護に関する法律」が改正され4月1日に施されることとなっております。それに伴って、石川県内水面漁場管理委員会が所管する諸規程の廃止、制定、改正が必要になりましたので、ここにご提案させていただきます。石川県内水面漁場管理委員会に係る諸規定の対応については、以下の表のとおりとなります。5つほどありまして、一つ目は、現行の「石川県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程」の廃止になります。次に、現行あります、「石川県内水面漁場管理委員会が所管する手続き等に係る石川県行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程」の一部改正になります。三つ目に、「石川県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報等の安全管理に関する規程」を新たに制定することになります。そして、点線より下の、「特定個人情報の保護に関する基本方針」と「同安全管理措置」を新たに制定することになります。

2つめの条例施行規程の修正案を6ページに示してあります。簡単にいいますと、これまで石川県の条例に基づき行われたものが、法律に基づいて行われるという、文言の改正になります。つめの新たに制定する安全管理に関する規程案を7ページから17ページまでに示しておきました。本来ならば、本日も承認をいただきたいところではありますが、一部、こまかなところで、他の行政委員会等とのすり合わせ調整が必要なところがあるため、最終案として提案できません。3月は委員会がありませんので、本日は概要をご理解いただいたうえで、最終案ができましたら、書面にてご承諾いただくという形で、本日も承認いただきたいと考えています。なお、最後の2つの基本方針と、安全管理措置につきましては、4月の委員会でご審議、ご承諾いただく形で進めていきたいと思っています。以上です。最初の3つは、3月中に施行しなければならないため、このような措置を取らせていただきましたことをご理解ください。以上です。

八 田 会 長

ありがとうございます。何か、ご質問等ありますでしょうか。

[質疑等なし]

ないようですので、事務局案のとおり進めてよろしいでしょうか。

[全員異議なし]

ありがとうございます。次に議題4「外来魚駆除対策調査の結果について」になります。内水面センターより説明をお願いします。

山岸主任技師

内水面水産センターの山岸です。よろしく申し上げます。資料4の石川県内における外来魚駆除状況と書かれた資料をご覧ください。まず市町に対して実施している外来魚駆除に対するアンケート調査の結果についてご報告します。このアンケートは、県内の外来魚駆除状況を把握するため県内19市町のすべてに提出をお願いしています。アンケートで聞き取りする主な項目として、駆除した池または河川名、参加人数、対象の外来種とそれぞれの駆除尾数について回答していただいています。このアンケート結果として、過去10年の市町別の駆除件数の経年変化をグラフにお示ししております。

平成19年からアンケート調査を実施していますが、加賀市、珠洲市、小松市では当初より継続的に実施されており、H25年からは、金沢市、津幡町でも実施されるようになりました。駆除活動箇所数は、近年は8件前後で推移しております。令和4年は加賀市と金沢市で実施されていた箇所が無くなりましたが、久しぶりに中能登町で実施され、合計7箇所での実施となっております。次に駆除に参加した人数と団体数をグラフにお示しします。棒グラフの参加人数については、令和4年は前年に比べ減少しましたが、近年は200人～250人程度で推移しており、毎年、多くの方の参加によって駆除活動が継続されています。折れ線グラフの活動団体数については、昨年と同数の6件となっております。

次に県内全域における外来魚の駆除尾数をグラフにお示ししております。駆除されているのはオオクチバス、コクチバス、ブルーギルの3種となっております。令和4年は県内全体でオオクチバスが

3,992尾、コクチバスが32尾、ブルーギルが2,140尾駆除されています。近年の傾向としては、オオクチバスについて大きな増減が見られます。この増減は、金沢漁協さんの俵の大池によるブラックバスの稚魚の駆除活動が大きく反映されているものです。コクチバスについては、県内で駆除しているのは小松市の新丸漁協のみになります。詳細は後ほどご説明しますが、年数を重ねるごとに駆除の効率が上がり、それに伴い駆除尾数も増加しています。また、令和4年のブルーギルの増加に関しましては、加賀市のため池で2,000尾駆除されたものが大きく影響しております。駆除活動については、同じ活動を実施していても、その年の環境や外来魚の生まれる尾数の変動により、このように駆除尾数が極端に増減する場合もあり、継続的な駆除活動が重要となります。

次に、具体的な駆除活動の事例についてご報告します。まずは、金沢漁協さんによる俵の大池、浅野川でのオオクチバスの駆除についてです。この両者のある場所は、金沢市俵町で山手のほうになります。俵の大池は医王山の山あいにはさまれたひっそりした場所にある農業用ため池です。一方、浅野川ですが、河川の中流域で、写真のような流れが続く、アユの好漁場となっております。金沢漁協さんがオオクチバスの駆除を始めたきっかけは、俵の大池の排水路が浅野川につながっていることから、池で繁殖したオオクチバスが浅野川に流出し、アユや在来魚を食害する恐れがあるためです。

次に駆除の方法です。俵の大池では図のように排水路の2ヶ所に籠を設置し、遊泳力の弱い稚魚が池から流れ出てくるので、それを浅野川にまで行かないように捕獲しています。これを6月～9月の間に回収し処分しています。また、令和元年からはオオクチバスの産卵期に人工産卵床を設置し、卵が孵化する前に回収する方法にも取り組んでいます。浅野川では、写真にあるように流し網によって8月～10月の間にアユを捕獲するのと併せて実施しています。

次に、俵の大池と浅野川の駆除尾数の経年変化を図にお示しします。俵の大池でのオオクチバスの駆除尾数は、駆除を開始した平成25年以降、増減を繰り返し、令和4年は3,925尾と前年より減少しました。オオクチバスの駆除尾数が減少した要因としましては、例年に比べて駆除実施期間が短かったことに加え、駆除開始時期が遅く、その間にオオクチバスの稚魚が成長し、遊泳力が強くなったため流下してくる個体が減少したことが考えられます。また、オオクチバスは1個体あたりの産卵数が20,000粒以上と多く、年変動が

激しいことも影響していると考えられます。一方、浅野川におけるオオクチバスの駆除数は、令和2年は222尾と増加したものの、駆除開始以降、減少傾向にあり、俵池で繁殖したブラックバスの浅野川への流出を食い止めるという当初の駆除の目的は成果を上げているものと思われま

次に新丸漁協さんが実施している大日川でのコクチバスの駆除について説明します。大日川のある場所ですが、小松市の山あいを流れる手取川の支流で、写真にお示ししますようにイワナやヤマメが生息する渓流域です。10年ほど前からコクチバスが釣れるようになり、イワナ、ヤマメを食害しているのではないかとということで、コクチバスの駆除を実施しています。コクチバスの生息範囲は大日川ダム本体から上流約6kmにある堰堤までの範囲で、もともとは、大日川ダムに生息していたものが、上流の河川域まで生息範囲を広げてきたようです。

次に駆除の方法です。駆除は1回あたり2、3人の参加人数で、主に釣りにより実施しています。駆除回数ですが、当初は年5～6回程度でしたが、近年は20回以上と精力的に実施しております。続いて駆除結果ですが、令和2年は19尾、令和3年は33尾、令和4年は32尾となっております。また、駆除したコクチバスの大きさはいずれの年も殆どが20cm以上の大型個体で、中には50cm近いものも捕獲されています。駆除尾数はそれほど多くありませんが、池などに比べて渓流での生息密度は高くないので、産卵サイズの親魚を少しでも駆除すれば、効果があります。一方で小型の稚魚は目視でも確認できていないことから、産卵はもっぱらダム湖で行われていると推測されます。このことから大日川に生息しているコクチバスは、春から初夏にダム湖で産卵を終えた親魚が餌を求めて移動してきて、水温が低くなる秋にダム湖に戻っているのではないかと考えられます。ちなみに、大日川のコクチバスの胃内容物を調べたところ、量はそれほど多くないものの、小魚や水生昆虫、甲殻類、陸生昆虫など様々なものを捕食していました。コクチバスは渓流のように流れのある河川でも遊泳力のある魚類を捕食する能力を有することが明らかとなり、放って置くと魚類への食害が懸念されます。さらに、水生昆虫も餌とすることから、河川に生息する在来の魚類の多くと餌資源を巡る競争者としても悪影響を与える可能性が考えられます。渓流でのコクチバス駆除法はまだ十分に開発されておらず、ダム湖から親魚が流入してくることを考慮すると、現在の

ように低密度で現存量を管理することが現実的な対応と考えられます。いずれにしましても、外来魚は繁殖力も強く、根絶するのはなかなか難しいですが、駆除の取り組みを根気強く続けていくことが重要となります。当センターとしましても、国の研究機関や他県の事例なども参考にしながら、技術的な情報提供を行うなど、引き続き、漁協や取り組み団体と協力して駆除活動を支援していきたいと考えております。

八 田 会 長

ありがとうございます。何か、ご質問等ありますでしょうか。

[質疑等なし]

ないようですので、最後に「その他」になります。委員の皆様から何かありますでしょうか。

[質疑等なし]

ないようであれば、事務局より、よろしく申し上げます。

辻 局 長

次の委員会について案内させていただきます。次回は、4月26日（水）の13時30分から、県庁11階1101会議室で開催したいと思います。

八 田 会 長

皆様よろしいでしょうか。

[全員了承]

八 田 会 長

それでは、以上で本日の委員会を終了します。

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長

署名委員

署名委員
